

※特定医療費支給認定内容変更届・個人番号に係る調書は、窓口でお渡しします。

1 都内で住所を変更した場合 (○:全員必要 △:該当する方のみ必要)

書類名		説明	国	都
1	特定医療費支給認定内容変更届		○	○
2	個人番号に係る調書 (指定難病用)	・患者ご本人(患者が18歳未満の場合は患者ご本人及びその保護者)のマイナンバーを記載してください。	○	—
	個人番号に係る調書 (東京都対象難病用)		—	○
3	マイナンバーが確認できる書類	・患者ご本人のマイナンバーを確認できる書類をお持ちください。	○	○
4	新しい住所が確認できる書類 (住民票、マイナンバーカードの写し、 運転免許証の写し等)	・2の書類を提出しない方は必要です。 ・世帯全員、続柄入り、申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。	△	△
5	受給者証	・現在お持ちの受給者証	○	○

※ 65歳未満の方は、大田区心身障害者福祉手当の申請ができます。申請をする場合は、印鑑(スタンプ印等不可)と口座情報がわかるものをお持ちください。

2 氏名が変わった場合

書類名		説明	国	都
1	特定医療費支給認定内容変更届		○	○
2	新しい氏名が確認できる書類 (住民票、マイナンバーカードの写し、 運転免許証の写し等)	・世帯全員、続柄入り、申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。	○	○
3	受給者証	・現在お持ちの受給者証	○	○

※ 大田区心身障害者福祉手当を受給している方は、口座振替変更届が必要です。銀行口座名義を変更後、届出をしてください。

3 受給者証等の送付先を変更する場合

書類名		説明	国	都
1	特定医療費支給認定内容変更届		○	○

※ 患者ご本人の住民票上の住所以外に受給者証等の送付を希望する方は、必要となります。

4 他の道府県に住所が変わった場合

国制度の方が道府県においても医療費助成を受ける場合は、転入先の自治体で申請手続きを行う必要があります。申請手続きについては、転出先の自治体にお問合せください。

都制度の方が都外に住所が変わった場合、都医療券は使用できなくなります。担当窓口へ速やかにお返しください。

5 加入する医療保険が変わった場合

(○:全員必要 △:該当する方のみ必要)

加入する医療保険により必要な書類が異なります。

変更届の「保険情報」欄は、保険情報の記入が必須です。保険情報が記入できるようにご準備ください。
1・2・5の書類は窓口でお渡しします。

書類名		説明	国	都
1	特定医療費支給認定内容変更届		○	○
2	個人番号に係る調書 (指定難病用)	以下の方のマイナンバーを記載してください。 【会社の健康保険等】 ・患者ご本人(患者が18歳未満の場合は患者御本人及びその保護者) ・被保険者	○	—
	個人番号に係る調書 (東京都対象難病用)	【その他の医療保険】 ・患者ご本人 ・世帯で同じ医療保険に加入している方全員	—	○
3	マイナンバーが確認できる書類	・患者ご本人のマイナンバーを確認できる書類をお持ちください。	○	○
4	本人の身元確認書類	顔写真付きのもの1点もしくは顔写真なしのもの2点	○	○
5	公的年金等の収入に係る申出書	以下の方は提出が必要です。 ・2の書類を提出する方 ・非課税世帯の方 ※障害年金、遺族年金等の収入がある方は、金額がわかるものをお持ちください。	△	△
6	医療保険の資格情報が確認できる書類の写し	・2の書類を提出しない方は必要です。 以下の方のマイナンバーを記載してください。 【会社の健康保険等】 ・患者ご本人(患者が18歳未満の場合は患者ご本人及びその保護者) ・被保険者 【その他の医療保険】 ・患者ご本人 ・世帯で同じ医療保険に加入している方全員	△	△
7	住民票	・2の書類を提出しない方は必要です。 ・世帯全員、続柄の記載がある、申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。	△	△
8	世帯の所得を確認するための書類	・2の書類を提出しない方は必要です。 ・会社の医療保険等に加入している場合は患者ご本人分(被扶養の場合は被保険者分も)、その他医療保険の場合は世帯で同じ医療保険に加入している方全員分の課税証明書等	△	△

※ その他の変更申請については、難病ポータルサイトをご確認ください。